

令和7年6月
富士市農業委員会会議 議事録

1 開催日時 令7年6月13日(金) 午前9時30分から12時30分

2 開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3 委員の出席及び欠席

	出席	欠席	
農業委員会会長	<input type="radio"/>	17番	渡邊 萬里
農業委員会会長職務代理者	<input type="radio"/>	1番	望月 稔
農業委員	<input type="radio"/>	2番	佐野 宏一郎
"	<input type="radio"/>	3番	田村 英俊
"	<input type="radio"/>	4番	宮崎 和洋
"	<input type="radio"/>	5番	谷津倉 寛
"	<input type="radio"/>	6番	笛古 時男
"	<input type="radio"/>	7番	望月 芳久
"	<input type="radio"/>	8番	齋藤 勝
"	<input type="radio"/>	9番	鈴木 一孝
"	<input type="radio"/>	10番	新舟 進
"	<input type="radio"/>	11番	長尾 忠
"	<input type="radio"/>	12番	佐野 隆洋
"	<input type="radio"/>	13番	太田 篤子
"	<input type="radio"/>	14番	渡邊 敏行
"	<input type="radio"/>	15番	山本 恵
"	<input type="radio"/>	16番	齊藤 金昭
"	<input type="radio"/>	18番	後藤 環
"	<input type="radio"/>	19番	藤田 哲哉

4 農業委員会事務局職員

事務局長 原 清浩
統括主幹 深澤 公保
主 査 佐藤 信子
主 査 小林 靖尚

5 議事

(1) 農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

【会長】

まず、議事に先立ち、会長より議事録署名人を指名いたしますが、指名しても、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないと認め5番谷津倉寛君、6番笹古時男君の両名を、本日の会議の議事録署名人に指名いたします。次に、本日の会議書記につきましては、農業委員会事務局職員の佐藤主査を指名いたします。

それでは、次第4の議事に入ります。

議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項」についてですが、これにつきましては先に配布しております「富士市農業委員会会議議案」のとおり審議を進めます。

お手元の議案3ページ、議第22号「農地法第3条の規定による許可決定について」の審査から、報第29号「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書について」の報告までの計8件を順に議題に供します。

事務局に朗読させます。

【事務局】

(議案朗読及び説明)

【会長】

最初に、議案9ページ令和7年5月保留分の継続審議 「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の大淵地区16番の審議をお願いします。

事業者及び土地所有者をお呼びしていますので、入室及び説明を依頼してもご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議がないようですので、入室及び説明を依頼します。

(事業者 及び 土地所有者入室)

【会長】

それでは、本申請地の事業内容について富士市農業委員会の意見を事業者及び土地所有者に確認していきます。

事業実施に伴う騒音や振動等への対策についてご説明お願いします。

【事業者】

周辺は防塵シートで囲い、低騒音型の重機を使用します。作業時間は8時30分から17時まで、作業開始一週間前には近隣の住民へお知らせをします。

【会長】

地元説明会から2年が経過し、2年後に静岡県から許可が下りた理由についてご説明お願いします。

【行政書士】

2023年2月・4月に住民説明会を開催。本人申請を予定していたが、県からの助言があり、代理人行政書士を選定し、同年11月、図面作成のための測量及び申請書類等の作成を依頼した。

申請過程詳細に記載したとおり、盛土対策課からの補正指示などがあり、3月に許可がおりました。

【会長】

事業者による類似事案の過去の事業実績についてご説明お願いします。

【事業者】

市内では、大淵469号線付近で県の許可を得て事業を行い、完了検査済みです。本社のある清水区では同様の事業実績があります。

【会長】

計画では最終的に農地(茶畑)へ復元する予定となっていますが、その方法(埋め戻しの土の量[農地用・その他の深さ]や質[赤土等]、使用する土の調達元など)についてご説明お願いします。

【事業者】

地表から最大で8mを掘削し、茶畑に適した土をおおむね2,500m³を入れ、現状と同じ状態へ復元します。

【会長】

申請地は現在、遊休農地となっていますが、農地復元後の地主による農地管理についてご説明お願いします。

【土地所有者】

現在、会社勤めをしており、父親が亡くなつて以降管理できずになってしまいました。過去には農地の管理をお願いしていた方はいましたが現在は管理されていません。事業者より農地改良の話を聞きお願いすることにしました。

【会長】

その他、参考意見としていくつか回答をお願いします。

地区住民説明会から約2年が経過しており、申請地で土の採取が行われることを知らない住民もいる状況です。地区住民に対し、どのような方法で周知を行うのかご説明お願いします。

【事業者】

以前の説明会で役員さん達へ回覧版などで周知をお願いしていました。農地転用許可が下りれば、改めて回覧で周知をしていただくように資料を作成し、渡し済みです。

【会長】

搬入・搬出に利用する道路が小学校、中学校の通学路に指定されていますが、学校側への説明はどのように行うのかご説明お願いします。

【事業者】

大淵小学校・中学校に説明済みです。大型車が一日に最大で30台入る予定です。住民説明会での意見を聞き、安全対策としてガードマンを常駐させることにしました。

【会長】

事業者及び土地所有者にその他ご質問ございませんか。

【担当委員】

城山町には説明会をしないのですか。また説明が不十分ではないですか。

【事業者】

城山町にも説明します。

【担当委員】

道が狭すぎるので、車のすれ違いができないと思います。

【事業者】

縦道の上下にガードマンを配置し、ダンプを誘導することで通行の妨げにはならないようにします。

【担当委員】

説明会から2年経っていて不安に思う人が増えています。地元の同意を得て農業委員会にかかる方が良かったのではないかでしょうか。

【事業者】

説明会で理解を得られると認識していました。荒れた農地を適正に管理するための事業であることをご理解いただきたいです。

【担当委員】

採取した土の処分方法、費用は誰が負担しますか。

【事業者】

土は持ち帰り処分します。法律では販売はできないと定められているので、リサイクルして他で使うことになる。費用はすべて事業者で負担します。一般建設残土処分などの事業をしており、費用負担をすることで土地所有者の負担はありません。

【委 員】

農地転用許可が下りていないのに、事前着工しているようですが、違法ではないですか。

【行政書士】

近隣住民からの依頼があり、通行に支障があるまわりの部分だけ先に伐根をしました。

【委 員】

看板や木杭を建てていたが。

【行政書士】

県から許可をもらっているから建てました。

【委 員】

事前着工ではないですか。

【行政書士】

期限内に木杭を建てないと、再申請しなければならなくなるので建てました。

【会 長】

農地をきれいにする事業だということは理解できるが、永年作物のお茶の植え替えについてどのように考えていますか。

【土地所有者】

お茶は植えません。

【会 長】

農業委員会は、3年後に農地として管理できるのかを判断する場です。農地に戻した後はどうのように考えていますか。

【土地所有者】

農地を守ることは大切だと理解しています。2年後に定年を迎えるので、農地として貸すか自分で管理、耕作します。

【事業者】

農地改良をし、畑として管理していれば、市民農園のような需要はないでしょうか。

【事務局】

市が介入しているファミリー農園は増やす予定はありません。

市民農園は自由にできます。また、中間管理機構を通じ貸借契約をすることは可能です。

【委 員】

県の許可が下りる2年の間に、県から地元への説明について問われなかつたですか。

【事業者】

なかつたです。

【委 員】

土壤調査が必要になると思うが、それは誰が行いますか。

【行政書士】

事業者が半年ごとに行い、最後は完了時に行います。

【事業者】

定期的に調査をし、その都度町内会長を通じて資料提供します。

【会 長】

質疑が終了しましたので、事業者及び土地所有者には退出を願います。説明いただきありがとうございました。

(事業者及び土地所有者退出)

【会 長】

大淵16番についてご意見ございませんか。

【各委員意見】

- ・お茶に合う土を入れる計画のはずだが、お茶は植えないと言っていたのはおかしい。
- ・費用を事業者が負担するとのことだが、事業者の利益について不明。

・県の許可を得たからと言って、農地法の許可を得る前に木杭を建てたのは、事前着工で法律違反にあたるのではないか。

・農地法で審議すべきことを超えていないか。

・農地法施行規則にも周辺の良好な生活環境の配慮というのが書かれているので、農業者だけでなく周辺住民の生活環境を守ることも重要だと思う。

【会長】

質疑が終了したため、事務局より審査に関する補足説明を行わせます。

【事務局】

議案配布時に委員の皆様に審査についてお示しましたが、6月5日に大淵連合町内会から要望書が提出されたこともあり、改めて、市の法務監・弁護士や県で農地転用の考え方を示している農地調整課に経緯を伝え、審査について確認を行ったところ、農地法の許可基準以外の情報を含めて判断を行うことは妥当ではないと指摘を受けましたので、ご報告します。

【会長】

それでは、採決に移ります。

許可・不許可両方の意見があるようなので、富士市農業委員会総会会議規則第24条に基づいて採決を行いたいと思います。

同規則には、「採決の方法は、起立による。ただし、会長が認めるとき、又は委員3人以上の要求があるときは、投票の方法による。」とされています。この度の採決の方法は、会長判断で投票にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】

事務局、投票の準備を願います。

【事務局】

お分けしました投票用紙には許可、不許可と記載してありますどちらかに丸印を付けてください。付け終わりましたら四つ折りにしてお持ちください。

事務局で回収を行います。

(投票・回収)

【会長】

開票前にお伝えします。農業委員会等に関する法律第30条に「総会及び部会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長又は部会長の決するところによる。」と議決の方法が定められています。それでは開票を行います。

(開票)

【会長】

許可 8 票、不許可 10 票となりました。大淵地区 16 番について「不許可」となりました。

なお、不許可理由は、農地法第 5 条 1 項の規定違反「農地法の許可を得る前に土採取開始の合図となる木杭を入れたことが事前着工にあたる」ということで、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

否決したとご承認願ったことにいたします。

【会長】

次に、議案 5 ページの議第 22 号 「農地法第 3 条の規定による許可決定」について、審議をお願いします。

大淵地区 22 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は、労力不足により経営規模を縮小したい。隣接地は造成工事が行われるなど農地除外申請が出てもおかしくない状態だが、譲受人は、本地を取得して農業経営規模を拡大したいと考えており、特に問題はないと思います。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第 3 条第 2 項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

大淵地区 22 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区 22 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、北部地区 23 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲渡人は高齢のため耕作管理できない。譲受人は、しきみ、お茶農家で、本地を取得して農業経営規模の拡大を考えており、問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件を満たすと考えます。

【会長】

北部地区 23 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

北部地区 23 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第3条の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案6ページの議第23号の「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」について審議をお願いします。

大淵地区 1 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

宅地に分家住宅を建てる予定だったが、測量ミス等で申請地にかかってしまっていた。左右は宅地になっており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件は、宅地部分内で住宅を建てる予定であったが、測量ミス等で農地の部分にはみ出しつつになってしまったため今回の申請となつた。農業委員会を含む関係部署からの是正指導に基づく申請のため、問題ないとと思われます。

【会長】

大淵地区1番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区1番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、「農地法第4条第1項の規定による許可決定について」の審議を終わります。

続いて、議案7ページの議第24号「農地法第5条第1項の規定による許可決定について」の審議をお願いします。

鷹岡地区18番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請者が鷹岡方面の工事受注ができたことによる2年間の一時転用。資材置場としての延長申請です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の申請地は、資材置場として2年間延長する一時転用である。申請者が請け負う富士市発注の鷹岡方面の工事が受注できたため、引き続き使用したいため、延長の申請をしたとのこと。一時転用終了後、畑に戻す復元計画書も出ており問題ないと思われます。

【会長】

鷹岡地区18番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区18番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、鷹岡地区19番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

譲受人の事業拡大により車両置場とする案件です。周辺は宅地が進んでおり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

申請者である入山瀬自動車は、大型トラックの修理及び販売を行っており、自社で所有する車両置場のみでは不足しており、10トントラック20台程度が停められる場所を探していたところ、本申請地が見つかったため購入したいとの申し出があった。周辺は宅地化が進んでいるところであり問題はないと思われます。

【会長】

鷹岡地区19番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区19番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区 20 番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請人は、申請地南側の工場に通う社員用の駐車場敷地として利用とする案件です。現在は枯れ草が広がっている未耕作地となっており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の計画は、2 年ほど前に開発行為を行い、富士支店を建てた。当初計画では、社員駐車場として工場内の敷地を利用するつもりでしたが、ドラム缶を乾燥させる場所として利用することが多くなり、新たに社員駐車場を近隣に求めていたところ、工場北側に適地があったことから申請に至りました。問題はないと思われます。

【会長】

伝法地区 20 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区 20 番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、伝法地区 21 番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、周りをフェンスで囲われた未耕作地です。申請人は伝法地区で活動する団体で、環境美化、防犯活動を行うわんわんパトロール隊の活動拠点とするためのドッグラン敷地を目的とした申請のため問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の計画は、申請地においてドッグランを行う農地転用です。申請人は伝法地区において活動するワイワイクラブの代表で、同クラブの組織の一つであるわんわんパトロール隊が地区の環境美化及び防犯活動を行うために結成された。元々は伝法まちづくりセンターを活動の拠点としていたが、会員数の増加に伴い新しい活動拠点を求めていたところ、地主の理解を得ることができたため転用したいとのこと。問題はないと思われます。

【会長】

伝法地区 21 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

伝法地区 21 番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、浮島地区 22 番について、事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地において盛土の違法転用がされていたが、以前より低くなっている。雨天時は作業をしないこと、盛土や重機の使用についても指導しており、問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【会長】

次に、事務局から補足説明願います。

【事務局】

本案件の計画は、赤土の仮置き場として使用する3年間の一時転用案件です。申請人の業務上必要であること、農地の一部を使用すること及び事業終了後に農地に復元する計画書が提出されていることから問題はないと思われます。

【会長】

浮島地区22番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

浮島地区22番について、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で、農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

続いて、議案10ページの議第25号「非農地証明申請書の審議について」の審議をお願いします。

鷹岡地区11番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、昭和46年に建築した住宅の進入路として使用しているが、農地法の手続きがされていなかったとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

鷹岡地区11番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

鷹岡地区11番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区12番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、申請者の祖父が納屋を建て、住宅敷地として利用していた。農地に復元することは難しい状況です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

大淵地区12番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区12番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

次に、大淵地区13番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

申請地は、申請者の父が農業に手が回らなくなり、クヌギを植えたが、農地法の手続きをしていなかつたとのこと。現況はすでに山林化しており、農地に復元することは難しい状況です。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【会長】

大淵地区13番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

大淵地区13番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で「非農地証明申請書の審議について」の審議を終わります。

次に、議案 11 ページの議第 26 号 「農地法第3条の許可に係る買受適格証明について」の審議をお願いします。

吉永地区 1 番について事務局から説明願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

それでは、担当委員より説明をお願いします。

【担当委員】

出願人は、農地を借りて主にネギを栽培している。申請地は、荒れており畠としての耕作は難しそうではあるが、ミカンなどの果樹栽培を考えているとのことです。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【会長】

吉永地区 1 番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。

吉永地区 1 番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事にいたします。

以上で「農地法第3条の許可に係る買受適格証明について」の審議を終わります。

次に、議案 12 ページからの報告案件について、事務局から報告願います。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

【事務局】

(議案朗読)

【会長】

以上で、議事(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項についてを終わりとします。

議事等はすべて終了しました。

令和7年6月 13 日

農業委員会会長 _____

同 委員 _____

同 委員 _____